



報道発表資料の配付日時 11月17日(水) 15時30分

発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店への営業時間の変更命令違反に係る過料の決定について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>○ まん延防止等重点措置（6月21日～7月11日）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく営業時間の変更命令違反が確認され、7月29日、管轄の地方裁判所に対し、過料事件を通知していた36件のうち、本日までに32件の過料が決定されたことを確認しましたので、お知らせします。</p> <p>【経過】</p> <p>7月6日 営業時間の変更命令 7月29日 過料事件を管轄の地方裁判所に通知</p> <p>【その他】</p> <p>○ 公表する情報については、国から「非訟事件は、原則非公開の手続きであることから、謄本請求が認められたとしても、過料を科すことが決定した施設名等の公表については、非訟事件手続法の趣旨を踏まえれば、認められない。過料決定の件数については、不利益情報の公表とは考えにくいため、公平性を担保する観点からも、積極的な公表が望ましい。」と通知されていることから、件数のみとします。</p> <p>なお、特措法による、まん延防止等重点措置における過料は、「20万円以下」とされています。</p> <p>○ これまでに道が通知した過料事件は、2回延べ120件であり、裁判所において決定が行われたのは、今回が初めてとなります。</p> <p>なお、今回決定した32件以外は、管轄の地方裁判所で、引き続き手続き中であることを確認しています。</p>			
参考				

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 課長補佐 坂田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-922
-------------	--